

埼教互第 129 号
令和7年12月10日

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

一般財団法人埼玉県教職員互助会の自動車貸付限度額の変更について（通知）

一般財団法人埼玉県教職員互助会の自動車貸付けについて、下記のとおり限度額が変更となりますので、貴所属所職員に周知くださるようお願いします。

記

1 変更内容

変更前 : 100万円
変更後 : 300万円

2 変更日

令和8年2月1日

* 受付開始は令和7年12月16日となります。

3 令和8年2月1日以降の互助会貸付け

貸付種別	貸付限度額	貸付金利率
自動車	300万円	1. 32%
一般、住宅、教育、 災害、医療、冠婚葬祭	新規貸付け 停止	

担当 教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当
電話 048-830-6701